

印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）

1 目的

このガイドラインは、市内の犯罪等の未然防止を図るために設置する防犯カメラについて、その留意すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等の調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用し、印西市の安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として策定するものです。

2 定義

(1) ガイドラインの対象となる防犯カメラとは、専ら犯罪の予防を目的として公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所（以下「公道等」という。）を撮影するために、常設される映像撮影機器であって、映像の記録の機能を有するものをいいます。

※ 個人の住宅やマンション等の共同住宅、駐輪場、駐車場、店舗、事業所等の敷地内の安全管理、防犯対策で撮影している防犯カメラは対象とはなりません。

(2) 画像とは、防犯カメラにより撮影録画された映像をいいます。

3 防犯カメラの設置及び運用に関する留意事項

(1) 撮影の範囲

防犯カメラの設置にあたっては、公道等の公共空間に限定し、撮影する目的及び範囲を明確にし、防犯効果が高められると同時に、個人のプライバシーの保護との調和を図るため、必要最小限な撮影範囲としてください。また、住宅内部などの私的空間が映らないようにしてください。

(2) 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラの設置者は、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を表示します。

(3) 管理責任者、取扱担当者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、管理責任者を指定します。

また、管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラ及び録画装置の操作を行う取扱担当者を指定します。

(4) 画像の保存・取扱い

画像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意し、必要な措置を講ずることとします。

- ア 防犯カメラの運用時間は、原則24時間とすること。
- イ 画像の保存期間は、録画の日から起算して2週間を限度とする。ただし、法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合は、それに必要な期間とする。
- ウ 保存期間を過ぎた画像は、速やかに消去するか、上書きによる消去を行うものとし、画像の記録媒体を処分する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等により確実に処分すること。
- エ 画像の記録媒体やパソコンについては、管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）以外の者の利用や盗難等の防止のため、施錠できる室内や設備の中で厳重に保管し、(6)に定める場合を除き画像の複写及び加工、外部への持ち出しを禁止します。
- オ 画像のモニター設備は、取り付けないようにしてください。

(5) 秘密の保持

管理責任者等は、画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様です。

(6) 画像の利用、提供の制限

管理責任者等は、犯罪の抑止及び事故の防止のため、緊急かつやむを得ないと認める場合を除くほか、画像を利用し、又は外部に提供しないでください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ア 法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合
 - イ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
 - ウ 人の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要性がある場合
- なお、画像を利用し、又は外部に提供する場合は、相手の身分を確認し、提供日時、提供先、提供画像内容、提供理由等を記録するなど、適正に運用してください。

(7) 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは、誠実に速やかに対応しなければなりません。

(8) 保守点検

管理責任者は、防犯カメラの機能を維持するため、定期的な保守点検を行って下さい。

4 管理運用規定の作成と遵守

防犯カメラの設置及び運用について、本ガイドラインに沿った管理運用規程を作成し、その設置及び運用が適切なものとなるよう努めてください。

また、防犯カメラの運用業務を委託する場合においても、委託業者にこのガイドライン及び管理運用規程を遵守させ、適正な運用をさせてください。

5 防犯カメラの設置に伴う個人情報の取扱い

防犯カメラによって撮影された映像（個人情報）の取扱いについては、このガイドラインに定めるもののほか、印西市個人情報保護条例（平成 12 年 6 月 20 日条例第 25 号）を踏まえ、適正に行うこととします。